

* 連載 「どう生きるか」——ビジョンの共有と投資の選択 ②

「自治の原点」——住民が資金やマンパワー

——伝統文化が人を育てる・岐阜県古川町——

福田 志乃 地域政策プランナー(日本工営(株)事業企画室政策開発グループ・チーフ/地方自治体実践ネット世話人)

飛騨の古川町といえば、NHKの朝の連続ドラマ「さくら」の舞台であり、観光客で賑わう町だ。だが、筆者はテレビで古川を知って記事にしようと思いついたのではない。今から七年前に、旧建設省のある研究会で自治体や大学、民間コンサルタントが集まって議論する中で、「まちづくり」の定義が議論の焦点となったのである。当時ブームだった街づくり条例や景観条例を作っても、住民がまちの良さを理解して維持していく想いがなければ、まちの魅力や活力は失われてしまう。まちづくりと称して、各省庁の補助金を元手に街並み整備やストリートファニーチャーターなどの表層美化を施しても、本質的な活性化にはつながっていかない。しかし、補助金行政を否定しても、資金のない自治体では独自のまちづくりの施策・事業すら遂行できない……。

結局、住民と行政と民間とが一緒になって「地域ぐるみ」でまちを考え、みんなが良いまちだと満足して住め、来訪者をもてなすことができるまち……。そんなまちを築いていく「プロセスや仕

組み」がまちづくりだという話に落ち着いた。今では当たり前のようなのだが、七年前に結果でなく「プロセスの重要性」を証明するのは簡単ではない。実績事例として、都市部では横浜市と神戸市、金沢市、函館市(北海道)、掛川市(静岡県)、世田谷区(東京都)、小さな町村では古川町(岐阜県)、金山町(山形県)、湯布院町(大分県)の名前が大勢の関係者から挙がった。また、テーマパーク的ではあるが、民間主導の取り組みとして「おはらい町・おかげ横丁」(三重県伊勢市)、「黒壁スクエア」(滋賀県長浜市)、長野県小布施町の取り組みも注目を集めた。

筆者は一九八〇年代前半から、「まちづくり」と言われる背景にあるもの、すなわち「自治」(市民の地域への意識)や「自立」(地域経営)地域がどう生きるかの理念)に深い関心を持ち続けてきた。自治というものは、机上でどうシステム化してもルール化しても、住む人の理解(気持ち)と地域への「こだわり」がなければ育たないものだ。また、「行政と住民の連携」があるところでは、

必ず行政サイドの姿勢として「自治の意識づけや仕組みづくりの黒子に徹している」という共通点も見いだしていた。その七年前の研究会で手にした古川町のパンフレット「タウントレイル」がもとで、古川にはかねてから訪れようと決めていたのである。「タウントレイル」とはもともと、英国の町々で製作されている都市を理解するためのブック。ルートを辿りながら歴史・文化を学んだり、環境の点検・評価・提案を行ったりする人の「参考書」。観光客のガイド、環境教育の教材となる。

「ここにしかない」伝統と文化

古川町を紹介した書籍や調査報告書は数多く、国指定の重要無形民俗文化財の祭り「起し太鼓」と屋台行事や、日本の伝統を伝える「飛騨の匠」は有名である。人口一万六千人の小さな町であるが、毎年四月十九、二十日に催される春の祭り(起し太鼓)の集客は六万人に及び、年々増加している。祭りの二日間は、荘厳な九台の屋台が町を練り歩く。

十九日の午後九時の出立祭をスタートに、二人の男子が背中合わせに跨がった「起し太鼓」の櫓が町に繰り出す。その太鼓の音が響くと、町の至るところから裸の男達が飛び出し、「付け太鼓」を鳴らしながら「起し太鼓」にぶつかっていく。古川やんちゃと呼ばれる千人もの裸男が、太鼓を手に攻防合戦を繰り広げるのである。この祭りのために、古川を離れた人たちも大半が戻り、この伝統行事に参加するのである。古川の魅力はリビーター客の多さが物語っており、来年の祭りに向けてはホテルも宿泊客の予約で満杯だ。

そのほか、人口一万六千人の約1%に当たる百三十人の大工職人の町として、街並みの美しさ(後述)、和ろうそくや薬の生活用品、酒・味噌づくりなど、昔ながらの生活文化を町の佇まいの中に見いだせる奥ゆかしさや、この町にしかない(地域がこれで生きていける)魅力が古川町にはたくさん残されているのである。

地域社会を守り育てる住民の「負担」

「地域がどう生きるか」地域経営」をテーマとした時、古川町を語るのに最重視したいのが、こうした地域文化を支えている「住民の受益と負担の不文律」の存在である。伝統や文化の維持にはお金が掛かる。古川町では、氏神の気多若宮神社の維持費や伝統祭「起し太鼓」を執行する四百万、五百万円の費用を、祭割・神社割として一軒が千三百円/月を積み立てて祭りに備えているという。

図表 2-1 古川町土木事業分担金徴収条例

事業名	区分	分担金の総額
1 道路新設改良事業	都市計画道路	—
	幹線町道	総事業費の10%
	その他の道路	総事業費の20%
2 道路舗装新設事業	都市計画道路	—
	幹線町道	総事業費の10%
	その他の道路	総事業費の25%
3 道路舗装改良事業	都市計画道路	—
	幹線町道	総事業費の5%
	その他の道路	総事業費の10%
4 河川改修事業	準用河川	—
	普通河川	総事業費の20%
5 用排水路新設改良事業	幹線水路	総事業費の3%
	1等水路	総事業費の5%
	2等水路	総事業費の10%
	3等水路	総事業費の20%
6 急傾斜地崩壊対策事業		総事業費の30%
7 消雪施設整備事業	都市計画道路	—
	幹線町道	総事業費の5%
	その他の道路	総事業費の10%
8 広場整備事業	屋台蔵広場整備	総事業費の5%
	地区広場整備	総事業費の10%

備考 事務費は事業費に含まない

定により、町民からの分担金(受益者負担)を定めている。当条例の概要は以下の通り。

◆分担金の総額・図表2-1参照。

◆被徴収者(受益者)の範囲…当該事業の施行によって、特に利益を受ける者。

◆分担金の徴収基準…受益者の利益の度合いに応じて町長が定める。

◆分担金の納期等…納入通知書により告知。納期は当該事業ごとに町長が定め、納期限は納入通知書を発行した日から三十日以内。

◆分担金の減免…当該事業に充てる目的をもって、土地、その他の物件、労力または金銭の寄付をした者に対しては、町長はその額に応じて分担金を減免することができる。

例えば、農道整備に掛かる費用は、プールされた町民の税金からだけでなく、その5%は使用する農業関係者が全員で負担し、一方、中心部のシンボリックな道路舗装整備では、その10%を沿道住民たちが負担する仕組みである。ここにも、「プールした町民の税金を使うのだから、日常的に

「受益と負担」の意味を明文化

さらに、町内整備費、公民館運営費、文化協会費、用水負担金などを合わせると、区費(町会費)として一軒当たり毎月六千八百円も支払っているというから驚きだ。町民には「皆が平等であるし、生活や祭り(文化・伝統)の維持のためだから当たり前」という意識があり、全国各地の住民の支払いがどうであろうと関係がないのである。

「受益と負担」という行政的視点からも、古川町民の負担は大きい。町には「古川町土木事業分担金徴収条例」があり、地方自治法第二二四条の規

使う者が多く支払う(還元する)のが公平(当たり前)との意識があり、町民からの苦情や不満はない。しかし、国を挙げての財政難は、町ぐるみでこんなにも努力している自治体の財政をも逼迫させ、平成十四年度には「分担金の総額」を数%ずつ引き上げざるを得ない状況だ。

「負担」という点では、古川町の住民も、一般的な自治体の住民も、地方税という形で単独事業の予算を支払っている。しかし、一般的な自治体では予算が地域にとつてどんな考え(選択&投資)で使われるか、また誰の受益が多いかなどが議論されないケースがほとんどだ。古川の町民からの負担金徴収のルールには、①「負担」の目的の明確化②受益者の責任の意識付け③財政運営の無駄の削減(情報公開)④条例に基づく自治体と住民の約束の執行……といった様々な側面があり、これからの地方自治体の財政・財務の議論で参考とするところが大きいのではないだろうか。

マンパワーという「負担」も町民総出

近年、地域づくりのボランティアやNPO活動が全国的に活発化し、地域を支える「人づくり」やNPO育成が全国自治体で当然のように言われるようになった。住民と行政のパートナーシップの概念も、行政の間ではすっかり定着したようである。NPOを行政事務事業のアウトソーシングの対象とする意味で、「地域社会の第三の担い手」という解釈も登場している。

古川町では、今日の日本の地域社会では成り立たなくなっている住民同士の「連帯」や「互助」が自然発生的に存在しているため、行政の後押しでコミュニティ活動を育成する必要がない。例えば、町の背骨となるシンボルとしての瀬戸川は昔から灌漑用水として使われ、積雪時には雪流しの施設として利用されてきた町のインフラである。しかし、高度成長期に生活排水を流すトブ川と化し、川の恩恵を受ける旧市街地全員参加の掃除も効果がなかった。

七三年、清流を呼び戻そうという企画が生まれ、町内の企業や各種団体、個人らによって二百三十匹の鯉が寄贈された。この時から「町民総出」による水を抜いた大掃除が毎年二回実行され、以来三十年間、清流の美しい流れが維持されているのである。掃除に参加できない人は、三千〜五千円の負担をするそうだが、町の人たちは労働の提供こそを大切にしているという。もちろん、日常的な身近な掃除は、住民たちが個人または共同で行っている。そんな住民に支えられた瀬戸川沿いの家並みは、今では漆喰の白壁や「雲」と呼ばれる。小腕が軒下を飾る様式で統一・保存され、水辺の石畳には民家の人たちが置いた草花のプランターが並び、しっとりとした生活空間と来訪者をもてなす憩いの場を創り出している。

この街並みについては後述するが、「町を自分たちの手で守りたい」という住民意識がなぜ、ここまで「地域ぐるみ」で、また町民の中から自然に

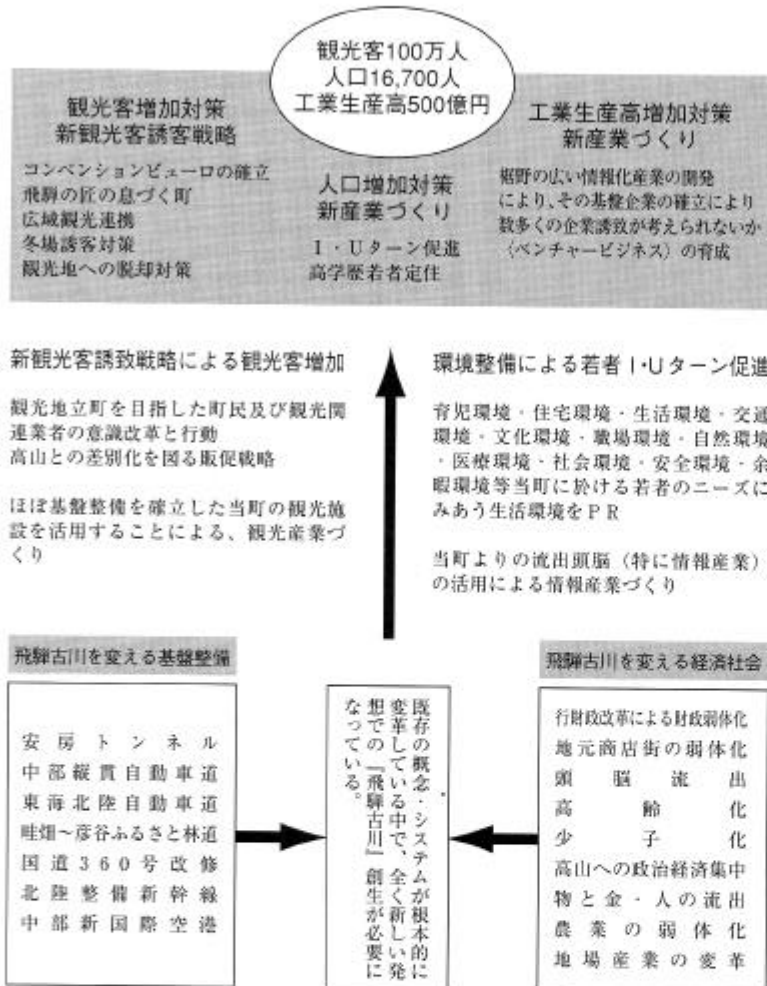
生まれてくるのか……は、大都市のみならず地方の小さな町村でも叫ばれるコミュニティ(地域社会)崩壊と住民意識啓発を考える一つのカギとなる。地域を想う気持ちと「誇り」は、お金やマンパワーの提供という様々な「負担」という形で表れてくるものであり、古川町にはその究極があるように感じる。そこで、その住民自らの「自治」が生き続ける背景(地域風土や町民文化)を探ってみよう。

経済界が目指した「自立」の本質

古川町は、飛騨地域の中核都市である高山市から十五キロのところにある。高山市は、六〇年代後半から、日本を代表する歴史的な街として着実にまちづくりやその法制度の整備を進め、優れた観光地としての地位を築いていた。人口規模が高山の四分の一ほどしかない。農村。だった古川町では、高山が「売り」にする祭りや歴史的街並みと同質の誇れる地域資源が存在するのに、なぜ、わが町では観光が成り立たないのか……が、町の大きな課題となっていた。

七九年、青年会議所(JC)を中心とする若手有志たちが古川のまちづくりの基本研究を始め、足かけ三年でまちづくりのVTR「ふるさとに愛と誇りを」を制作したのを契機に、彼らが各種団体のリーダーとなって、観光協合理事たちに働きかけたのがまちづくりの始まりである。八三年には、観光協会の若返りを図り、業種・年齢・性別を

図表2-2 田舎暮らしと都会的センスを兼ね備えた「若者の住みたい町づくり」



問わずに発想力と行動力と積極性等の人材評価から新しい理事を選出。古川町の観光協会は、全国によくあるような観光関連事業者だけから構成される組織でなく、農業、サラリーマン、工芸、食品、建設、水道、印刷、ガソリンスタンドなど、町内の幅広い産業経済界の各種・各層から人材を集めた。観光地をつくるのでなく、「住み良い、誇り

の持てる町づくり」のために、地域そのものの活性化から……が、新しいリーダーたちが共有するスタンスだったのである。

八六年には、町長の諮問を受けた観光協会が、道路・文化・農林業・スポーツ・市街地開発の五つの部会から成る「ふるかわ FUTURE PLANNING COMMITTEE」を組織して、まちづくりと観光

を提言した「F・P・C構想」をまとめ上げた。

ここで筆者が目指したいのが、今日、「政策立案に市民を参加させる」という議論が全国自治体の間で起きているが、議会や行政を超えて、地域の活性化にいちばん密接な産業経済界の人たちに政策を提言させるといふ取り組みが、古川町ではすでに二十年前に行われていたということである。

本来、政策提言とは誰が行っても良いものだ。古川町の場合はまちづくりの発想を超え、「地域がどう生きるか」地域経営」の自由闊達な政策論議の「場」が地域の中に自然にできてしまったところが興味深い。以下の文章は、「F・P・C構想」(八七年)からの引用である。現在の地方分権の本質を、二十年前、小さな町の産業経済界が見事に言い当てているところが素晴らしい。

「地方自治体はもとより、国家レベルでの強力な政治力が要求されますが、地域の体質(三割自治)、地域経済力、産業構造等の課題も山積し、これ以上の政治的努力を要求することは行政にとっても負担が大きいと思われれます。地域住民は活性化とか発展とかいう議論になると、すぐ地元出身政治家、自治体首長等に任せ切りで……(中略)……まず、自覚めた住民意識と人材を求めることが、ハード以前の問題として表面化することは確実です。」

観光協会は、エージェンツを介さないでも訪れてもらえるような魅力ある町を目指し、九八年には「新産業づくりと観光戦略による百万人誘客構

図表2-3 歴史的景観地区助成基準

項目	助成基準
全体	建築形態は原則として町並みと調和した真壁造り、土蔵造りの和風建築物とする。但しそれ以外で特にデザインの良いもので都市景観審議会が認める物を含む。
高さ	1. 階数は原則として3階建て以下とする。出来れば2階建てが望ましい。 2. 2階軒高がその町筋にある屋台蔵の軒高を著しく超え、通りの雰囲気を壊すことがないように注意を払う。
壁面線	1. 1階と2階の壁面線はなるべく揃え、出来る限り周囲等周囲の建物と合わせる。原則として道路境界線より120cm程度の範囲内とする。 2. 3階の壁面線はなるべくめだたないよう2階より後退させる。 3. 店舗等で1階を大きく後退させる場合は、2階は原則として120cm以内とし1階の柱をなるべく2階壁面と揃える。
構造	主要構造はできるだけ在来工法による木造とする。
外壁	周囲と伝統様式を基調とし景観に調和した真壁造り、土蔵造りの外壁とする。
屋根	1. 原則として切妻平入りとする。 2. 屋根勾配はなるべく両側と揃え、原則として2.5~3.5/10の範囲内に納める。 3. 色は周囲の屋根及び外壁と調和させる。
軒先・軒表	1. 建物本体と調和する軒の出とする。 2. 軒表は、化粧板張り、垂木野地板表し等とする。 3. 真壁造りの場合、垂木、腕木、小腕等の木口は原則として白く塗る。 4. 雨樋は軒、柱等に準ずる色彩とする。
開口部	玄関戸、窓等の建具は出来るだけ木製とし、これが出来ない場合には、木質調のサッシ、又はこれに類するものを用いる。
色彩	1. 木質部は原則として、茶系統又は木質系の色彩とする。 2. 外壁は周囲の景観に対し違和感を与えない色とする。
設備機器	1. 空調室外機、ガスボンベ、ボイラー、自動販売機等なるべく道路から容易に望見できる部分に露出しないようにする。 2. やむを得ず露出する場合は、出来るかぎり壁、格子等の建物本体に調和したもので覆う。
外構	原則として塀等は設けないが、設ける必要がある場合は壁面線の連続性に配慮し板塀、土塀、生け垣など景観に調和したものとす。
土蔵	1. 原則として、各々固有の様式により復元・修理・修景する。 2. 新築の場合は、原則として伝統様式を基調とする。
車庫	1. 車庫の建物・屋根付きの駐車場は建築物に準じる。 2. 出入口は出来る限り木製又は木質調等の板戸、格子戸、折りたたみ戸、嵩上げ戸等とする。
街灯類	1. 数大きさは必要最小限とする。 2. 形態・意匠等は周囲の景観に調和したものとす。
野 外 広 告 物	1. 数大きさは必要最小限とする。 2. 形態・意匠等は周囲の景観に調和したものとす、出来る限り木質調のものが好ましい。 3. 広告物の高さは7m以下かつ屋根の軒先を越えない高さとする。 4. 派手なデザインは避け、公共サインとしての機能を持たせる。
その他	町長または都市景観審議会が特に必要と認めたもの。

想」を提言した(図表2-2)。同協会はその後、自治体の構想・計画づくりをリード&サポートし続けている。協会の理事は現在四十五人、会員(企業)は五百にも上り、地域に根差した法人NPO的な存在(政策立案や地域活動、人材育成交流等)を展開し、地域社会を担う柱となっている。

景観は、住む人の「こころ」を映す

地域理念があつてのハード整備

古川の旅の拠点となる「起し太鼓の里」は、伝統文化の再認識と保存、観光振興、地域社会の絆

のシンボルとして、民間からの提言を受けて実現した。図表2-3にあるように、古川町の関連な政策論議の土壌は、①地域づくりの提言やその実践ができる人材・組織を育成するJIC②提言や地域づくりの主体となる産業経済界(観光協会)③提言の執行や条例づくりなどの自治をサポートする自治体④町そのものの文化を維持する住民——というように、四本柱で地域経営を実行している。また、地域ビジョンと人づくり↓ソフト面を含めた地域総体のプランニング↓ハード面からの地域整備↓自治体の地域づくり支援……の流れも明確で、ハード整備の前には、その使い方や運営まで

見通したソフトが先にあることを重視したい。これからの地域経営は、これが基本だからだ。

そこで多少専門的になるが、古川の景観(まちづくり)の具体的な取り組みを紹介しよう。

「F・P・C構想」が検討され始めた八六年、町ではもう一つの大きな出来事があった。(助)日本ナショナル・トラスト(当時の(助)観光資源保護財団)により、建築・まちづくり界の第一人者である西山卯三氏(故人、京都大学名誉教授)や西村幸夫氏(現東京大学都市工学科教授)を中心に実施された町並み調査だった。専門家らが注目したのは、制度や規制がないのに民家の街並みが全体として

図表2-4 助成金交付の概要

項目	対象項目	助成対象行為	助成率等	上限金額
景観形成 建築物等	歴史的 景観地区	助成基準に基づき建築物等の外観を周回の伝統的景観の伝統としたきさせるよう移築するに要する費用	1/4以内	400千円
		建築物の新築、増築又は改築改修等 その他の工作物及び外構、修景整備	1/4以内	100千円
景観重要 建築物	全町	明治37年大火以後や復興時の建基など歴史的に重要な建物の修繕等、優れた近代洋風建築(明治から戦前の洋館)の修繕	1/4以内	400千円
景観樹木等	歴史的 景観地区	指定した景観上重要な樹木等の選定などの維持等	1/4以内	15千円/本
野外広告物	歴史的 景観地区	景観に調和させるための、設置、改修、除去等	1/4以内	25千円
まちづくり 景観組織	全町	住民による優れた景観づくり活動等、景観の向上に寄与する活動	1/4以内	100千円
その他	全町	町長又は都市景観審議会が特に必要と認めたもの	必要と認める額	

統一されていたこと。補助金事業などで全国一律的にキッチュな、高さも色調も形もバラバラな市街地近代化が進む中で、建て替えや増築の時でも町全体との調和や階高・軒高、ファサード(建物の正面)の様式などに気遣う住民の気持ちを感じることができたという。当時の報告書によれば、①郊外農村部の開発に力点が置かれたため、市街地の開発・整備が急激に進まなかったことが幸いした②「飛騨の匠」と呼ばれる木造建築の伝統技術を受け継ぐ大工職人が人口の約1%（百三十人）

で、彼らが街並みや建築を实践で伝えている(後継者がいる)……などの理由がある。そして何より③「人より目立つ」という考え方を「相場くずし」といって地域社会で嫌う風土がある」ことを指摘している。筆者が先に述べてきたように、「祭り」や「川掃除」や「町民負担」といった住民行動とコミュニティの成り立ち、まちの美しさとは相関性が強いものである。

町の価値の認識・共有がスタート

専門家たちは、さらに急激な社会経済の変化が押し寄せ、古川町を呑み込む前に、「町民が価値を意識し、前向きに磨きをかけていく」仕組みを創ることが急務と判断した。ちょうど、同じ時期の八六年に、観光協会からの提言で「景観デザイン賞制度」が提案され、町にとって新造改築の建物が街並み景観にマッチして、貴重な町の財産になることを表彰し、地域ぐるみで意識啓発に乗り出そう

としていたところだった。そこで、専門家たちはその後押しとして、以下のような精緻なワークを実施したのだった。

①「雲」という軒下に突き出した小腕の装飾を一軒一軒調べ、全部で三百三十五件の雲を「採集」。その分布図とともに、形態や文様から五つの分類図を作製した。「雲」は、大工の個人のシンボル・マーク(サイン)に相当するもの。

②前述した「タウントレイル」という冊子の作製。住民や来訪者が二時間程度で歩き回れるルートを設定し、十五ポイントで見所(歴史の言い伝え、伝統文化の解説、まちづくりの知恵、建築様式の読み方等)を伝えながら町の魅力や問題点を「知って」考える。機会とするもの。中学生以上が楽しく見られるように、キャラクターによるアニメチックな案内に工夫がなされた。

古川町では、地元の人たちや専門家のワークの結果を機会に、大工や住民の街並みや建築様式に関する関心が一気に高まっていったのである。専門家たちが懸念した通り、九〇年に駅前旅館が五階建てのホテルに建て替わり、さらに六階建てのホテルが増設される計画が表面化した。その時、住民と行政の不安が行動となり、地元が中心となって九二年に「景観ガイドプラン」を策定し、九四年には「景観基本計画」を策定・実施、九六年には「古川町ふるさと景観条例」が制定・施行された。

条例の内容は、図表2-3と図表2-4に示す

が、重要なことは条例の制定にあるのではなく、施行以来、条例を活用した建て替えが増えている(古川のデザインコンセプトに住民がコンセンサスを示している)ことである。これは、どんなに頑張っても行政主導でできるのではなく、最終的には、地域の人たち全員の気持ちに委ねられるものである。だから、景観条例施行後、古川の美しさは一層磨きが掛かってきたのだと皆が口にするのである。

究極の「地域自治」実現の背景

古川町では、実に様々な主体が同じ理念(地域経営)を持って地域で活動・生活しているが、それでは一体、どうして産業経済界や住民、大工職人、行政が地域の理念や価値を共有できるかが、次なる疑問となる。

実は、その答えは、最初に紹介した「祭り」である。

古川は人口一万六千人の町であるが、四十三の行政区で構成され、区民から選出された区長を中心に区域内の問題点や解決方法が住民の話し合いで決められていく。今は日本中で崩壊しつつある農村型の地域社会システムが存在しているのだ。それぞれの区に、福祉委員、保健衛生推進員、社会体育委員、交通安全委員、子供会育成委員、生涯学習地区館長、生涯学習地区主任が置かれている。まず、町全体のこととしての四十三区の行政課題は、自治体職員を交えて区長会で決定(共

有)し、それぞれの地区で課題をどう解決するか住民と話し合われる仕組みだ。例えば、高齢者の見守り、草刈りや掃除、ごみ分別、防犯、スポーツ振興などが共通テーマとなり、地区ごとにその問題の度合い(実態)に応じて課題解決の方向が模索されるといふものだ。アイデアやお金やマンパワーの提供も、住民には、地域のつながりの一端と認識されているため、大きな不平・不満は生じないのだろう。自治体は完全に「黒子」的な存在であることにも注目したい。

祭事から見ると、特に気多若宮神社の氏子は四月十九、二十日の本祭の本番を迎えるため、子供から高齢者まで地域ぐるみで祭りの準備をする。「屋台」と「起し太鼓」の主事は抽選で決め、その主事の下で祭りは采配される。「起し太鼓」は四つの組(青龍、朱雀、白虎、玄武)から成り、五百世帯弱を取りまとめる総司の指揮で運営されていく。特に祭りの時期は、子供たちは学校より地域優先で、地域の大人や上級生たちから祭り囃子や鬨鳴、獅子舞を習い、祭りの準備を身に付けるのである。このような祭りが毎年、壮大に行われるのだから、コミュニティの「縦(大人と子供)のつながりが失われることは決してない。古川の子供たちは、いつか「起し太鼓」に跨がることを夢見て、一生懸命、太鼓に励むのだそう。そして、大人になって仕事で町を離れても、祭りには必ず戻ってくる……古川は、そんなふるさとの魅力を確認してしまっているのではあ

る。

真の豊かさを「佇まい」に見る

古川の街並みに身を置いた人は、自然とその歩みのペースを落とし、豊かな時間を満喫するだろう。

筆者は、街並み(景観)とはその町の「文化」が表面化したものであり、いちばん住民の気持ちが見られるところだと考えてきた。だから、「文化」を歴史や伝統や自然という狭義にとらえず、社会・経済を反映した「時代の世相」と見てきた。実はバブル期の開発も、補助金で造られた街も、自然破壊も、「時代の文化」正直な人の気持ちに合ったのである。

景観や街並みは、確固たる「信念」を持たないと簡単に流され、崩れていくものだ。欧州の街並みや建築には、スカイラインや軒高や壁面後退、色彩や屋外広告物、植栽や照明にも厳しいルール(統一や規制等)が課せられ、それを厳守することで景観が成り立っているのも事実だ。しかし、日本では景観条例の制度化だけを模倣し、街並みを統一しさえすればキレイになる……といった発想で、八〇年代後半から国主導で景観整備が大ブームになったのは憂うべきことである。結果、どこも同じような景観・街づくり条例を持ち、ハード(表面)整備へとシフトしていった。

大切なのは、「街並みが、成立」する背景には、住民の「誇り」や想いが必ずある」ということ。

欧州では「自分の町の魅力やアイデンティティ」こそが住民の「誇り」であり、住民による主体的な維持や負担(互助的なマンパワー)によって町が内面から美しく保たれていることを知っているのである。そして、訪れる観光客たちも、街の「佇まい」から、住民の気持ち(愛着や誇りや来訪者へのもてなし)を測り知ることができるのである。

だが、一律に経済を優先し、「国から貰うこと」を当たり前に習慣化してしまった日本の地域社会では、もはや互助的な支え合いや「価値の共有」は大変難しい状況になっている。また、未だに横並びの制度化を続けたがる自治体では、「地域がどうあるべきか」を政策として打ち出していくにはまだまだ困難が続くだろう。

日本では、本当の意味で軽視されている地域やまちの「景観」。行政が担うのは条例化プロセスの支援、施行後の専門的な指導・助言、ハード整備の執行などであり、これからは「地域がどう生きるか」「まちがどうあるべきか」という。最上位理念の意思表示が景観である。との認識で、総合・横断的に景観・まちづくり行政を位置付けることも一考すべきだろう。街並みは、地域とそこに住む人の豊かさの尺度なのだから……。

古川町の自治に思う(合併問題)

今日の日本社会の大課題である住民参加や協働、コミュニケーション、住民の責任といったキー

ワードは古川町では当たり前に行われており、全国の自治体、いや国民全体が見直すべき「自治の原点」がある。

祭り(伝統・文化)↓人の育成・人の連帯↓コミュニティでの個々の責任↓地域社会の自立的運営↓住民の誇り・ふるさと意識↓祭りの輝き……そうした豊かな「こころの輪廻」を、岐阜県の山の中にある小さな町から教えてもらった気がする。

目下、全国で市町村合併が叫ばれる中、古川町もまたその潮流に巻き込まれ、飛騨地方は高山市を中心に、一市二郡(十五市町村)の任意合併協議会が発足している。

住民に誇りや想いがあり、住民主体のまちづくりを既に実現している古川町にとっては、財政的圧力によって国主導で合併を推進することに大きな懸念を感じているのも事実だ。これは、文化や地域個性を築き、独自の交流や発信手法を持つ小さな市町村には、共通かつ切実な思いである。

合併問題や財源移譲問題は、筆者も提言し続けてきたように、決して全国同列に是非を論じてはならず、「自治度」「自立度」(これまでに行政と住民が築いてきた努力度)のチェックが必要である。古川町は、公共事業漬けになっておらず、健全な財源移譲がなされれば、必ず自立した地域社会も健全な行政運営もできる自治体だ。そうした優れた自治体が、自分の意志でなく合併に追い込まれる現実を、改めて考え直さなければいけない。



霞が関
かいわい

数値目標は作ったが……(厚生労働省)
少子化対策の新プランとなる「プラスワン」がまとまった。題名は、出生率の向上を目指し、これまでの少子化対策から一歩踏み出した「プラス・ワン・ステップ」を意味している。対策の目玉は、育児休業の取得率に「男性10%、女性80%」という数値目標を設けたこと。担当の雇用均等・児童家庭局に言わせると、「この手の計画に、数値目標を入れるのは、相当な勇気が必要だった」らしいが、保険、年金など少子化で制度が揺らいでいる部門の担当部局からは、「数値目標を入れれば、出生率が回復するの?」と疑問の声も出ている。

特に、男性の育児休業取得率は、現在0.5%にも達しておらず、目標達成への道は遠い。実現するには、休業取得者の代替要員を確保しなければならぬが、不況下で今以上の経済負担が難しい企業の現状を考えると、相当な抵抗が予想される。

いずれにせよ、少子化対策は実施した事業の結果が、翌年度の出生率に反映するといった短期的な視点で見ることができない。政策を長い目で見る一方、効果が期待できなければすぐに見直す柔軟性が必要なのも確かだ。